

さんさんネット だより

Vol.03
2016年12月号

平成28年度診療報酬改定 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料新設

平成28年度診療報酬改定
情報通信技術（ICT）を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進①

診療情報提供書等の文書の電子的な送受に関する記載の明確化

➢ 診療情報提供書等の診療等に要する文書（これまで記名・押印を要していたもの）を、**電子的に送受できることを明確化し、安全性の確保等に関する要件を明記。**

画像情報・検査結果等の電子的な送受に関する評価

➢ 保険医療機関間で、診療情報提供書を提供する際に、併せて、画像情報や検査結果等を電子的に提供し活用することについて評価。

（新）検査・画像情報提供加算
（診療情報提供料の加算として評価）
イ 退院患者の場合 200点
ロ その他の患者の場合 30点

（新）電子的診療情報評価料 30点

診療情報提供書と併せて、電子的に画像情報や検査結果等の提供を受け、診療に活用した場合に算定。

【施設基準】
① 他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受権が可能なネットワークを構築していること。
② 別の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が構築されていること。

平成28年度診療報酬改定で、医療機関間で、診療情報を提供する際に、併せて画像や検査等の結果を電子的に提供し活用することについて評価されるようになりました。

算定条件

- ・施設基準の届け出が必要
- ・さんさんネットに参加が必須

ログ取得について

- ・ログの提出が必要になった場合
下記事務局に御連絡ください。

平成28年度診療報酬改定
情報通信技術（ICT）を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進②

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の算定要件

検査・画像情報提供加算 診療情報提供書を提供する際に、診療記録のうち主要なものについて、他の保険医療機関に対し、電子的方法により閲覧可能な形式で提供した場合は電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に算定する。

情報提供方法	検査結果及び画像情報等	提供する情報
1 電子的に送信又は書面で提供	医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じて電子的に常時閲覧可能なよう提供	検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。画像診断の所見を含むことが望ましい。退院患者については、平成30年4月以降は退院時要約を含むものに限る。）
2 電子的に送信	電子的に送信（診療情報提供書に添付）	（注）多数の検査結果及び画像情報等を提供する場合には、どの検査結果及び画像情報等が主要なものであるかを併せて情報提供することが望ましい。

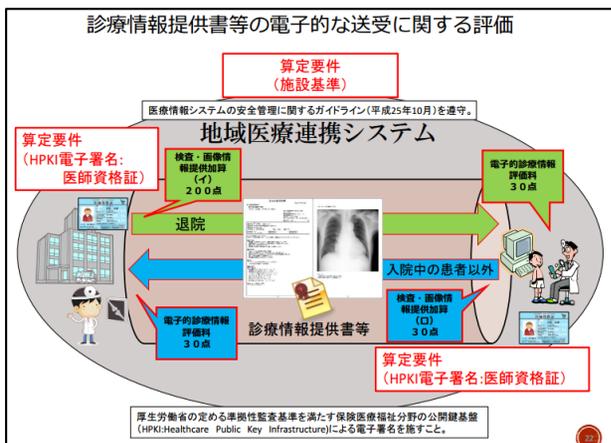
電子的診療情報評価料 診療情報提供書の提供を受けた患者に係る診療記録のうち主要なものについて、電子的方法により閲覧又は受信し、当該患者の診療に活用した場合に算定する。

情報受領方法	検査結果及び画像情報等	受領する情報
1 電子的に受信又は書面で受領	医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じて閲覧	検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。）
2 電子的に受信	電子的に受信（診療情報提供書に添付）	受領した検査結果及び画像情報等を評価し、診療に活用した上で、その要点を診療録に記載すること。

＜施設基準等＞

- ・ 診療情報提供書を電子的に提供する場合は、HPKIによる電子署名を施すこと。
- ・ 患者の医療情報に関する電子的な送受権又は閲覧が可能なネットワークを構築すること。
- ・ 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成25年10月)を遵守し、安全な運用環境を確保すること。
- ・ 保険医療機関において、個人単位の情報の閲覧権限の管理など、個人情報の保護を確実に実施すること。
- ・ 厚生労働省標準規格に基づく標準化されたストレージ機能等を有する情報蓄積環境を確保すること。
- ・ 情報の電子的な送受に関する記録を保持していること。（ネットワーク運営事務局が管理している場合は、随時取り寄せることができること。）

➢ 情報提供側：提供した情報の範囲及び日時を記録。
➢ 情報受領側：閲覧情報及び閲覧者名を含むアクセスログを1年間記録。



厚生労働省保険局医療課
「平成28年度診療報酬改定の概要」 69P, 70P

日本医師会
「医療ITを巡る最新の情勢について」 22P

さんさんネットホームページをご覧ください。

<http://www.yamaguchi.med.or.jp/sun2net/> 「！お知らせ」

事務局からのお知らせ

・参加医療機関募集中！！！！

さんさんネットのHumanBridgeカルテ参照で公開病院の診療情報を患者さんの診療の参考にされませんか？
デモをご覧になりたい方は事務局まで御連絡ください。
TEL:0836-39-8399

さんさんネット事務局

〒755-0072
宇部市中村3丁目12-54
宇部市医師会館内
TEL:0836-39-8399
FAX:0836-39-7406
E-mail:hbma@apricot.ocn.ne.jp

「さんさんネット」説明会開催

さんさんネットの説明会を10月25日、26日に宇部市(40名参加)と山陽小野田市(25名参加)の2会場で開催しました。

説明内容は、

①さんさんネットの全体イメージ

入口のポータルサイトと診療情報参照&連携パスのHumanBridgeの2本柱

②診療情報参照システム

公開病院の診療情報を参照して診療の参考にする(例:右記画面)

③平成28年度診療報酬改定

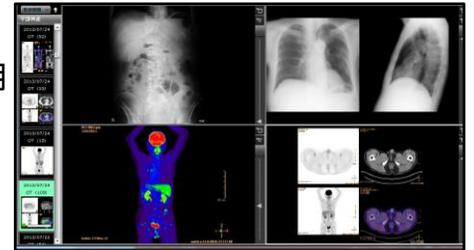
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料新設の概要説明

④患者メモ機能利用

医師⇄医師、医師⇄訪看、医師⇄ケアマネ等との情報共有を行う

⑤電子署名

宇部市医師会員が山陽小野田市在住患者の主治医意見書を電子署名を行い山陽小野田市へHumanBridgeメール送信について説明



※診療情報参照システム 経過表、画像

参加施設随時募集しています。さんさんネット事務局に御連絡ください。連絡先表頁参照

院内感染対策ネット、3周年式典 福祉施設とも連携、取り組み強化 10月からアドバイザー派遣

宇部・山陽小野田・美祿園地域域内感染対策支援ネットワーク会議(会長・松永和人・山口大学大学院医学系研究科教授)の3周年記念式典は15日、中村3丁目の宇部市医師会館で関係者約30人が参加して開かれた。今後は福祉施設も含め、関係機関が一層の連携強化を図り地域全体で感染症対策に取り組むことを確認。10月から福祉施設に病院から感染対策アドバイザーを派遣する事業を実施する。

同会議は、2012年に管内の複数の基幹病院で、抗生物質への耐性を獲得した多剤耐性菌による感染症が発生したことをきっかけに発足した。院内感染対策は、単独の医療機関だけでは対応が困難との共通認識の下、診療所、病院、行政が連携して取り組むと19病院と郡市医師会など5団体がネットワークを構築した。事務局は県宇部健康福祉センターが担っている。

具体的には、事例検討による院内感染対策の情報共有や吐瀉物(こしゃぶ)の処理の訓練セミナーの実施などを行った。式典では、松永会長が「課題を共有し、方向性を展望する機会としていたい」とあいさつ。来賓の矢野忠生・宇部市医師会会長が「医療と介護が在宅へとシフトする中、病院、診療所、福祉施設、自宅にさまざまな職種スタッフが出入りし、患者と関わる。予防対策に団結して取り組みたい」と述べた。

このあと宇部健康福祉センターの永井京子主任、宇部市医師会の森谷浩四郎理事、圏域感染管理認定看護師協議会の中村彰子会長が取り組みを述べた。

福祉施設感染対策アドバイザーとなる16病院へ、松永会長が委嘱状を交付し、病院登録証を贈呈した。(佐野)

平成28年9月15日
宇部日報掲載記事



さんさんネット 利用状況について



○診療情報公開設定

平成28年度上期実績

・山口大学医学部附属病院	36件
・山口労災病院	6件
・宇部興産中央病院	90件
計	132件

○退院情報連絡システム

平成28年度上期実績

・山口大学医学部附属病院	21件(18)
・宇部興産中央病院	1件(1)
・その他	14件(4)
計	36件(23)

() 内数はメール添付件数

○地域連携パス

平成28年度上期実績

・脳卒中地域連携パス	485件
・大腿骨近位部骨折連携パス	236件

転送先

・宇部市	35件
・山陽小野田市	1件
・美祿市	0件
・山口市	0件
・長門市	0件
・萩市	0件
計	36件



情報通信技術（ICT）を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進①

診療情報提供書等の文書の電子的な送受に関する記載の明確化

- ▶ 診療情報提供書等の診療等に要する文書（これまで記名・押印を要していたもの）を、**電子的に送受できることを明確化し、安全性の確保等に関する要件を明記。**

画像情報・検査結果等の電子的な送受に関する評価

- ▶ 保険医療機関間で、診療情報提供書を提供する際に、併せて、画像情報や検査結果等を電子的に提供し活用することについて評価。

(新) 検査・画像情報提供加算

(診療情報提供料の加算として評価)

イ 退院患者の場合 **200点**

ロ その他の患者の場合 **30点**

診療情報提供書と併せて、画像情報・検査結果等を電子的方法により提供した場合に算定。

(新) 電子的診療情報評価料 30点

診療情報提供書と併せて、電子的に画像情報や検査結果等の提供を受け、診療に活用した場合に算定。



[施設基準]

- ① 他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワークを構築していること。
- ② 別の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。

情報通信技術（ICT）を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進②

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の算定要件

検査・画像情報提供加算

診療情報提供書を提供する際に、診療記録のうち主要なものについて、他の保険医療機関に対し、電子的方法により閲覧可能な形式で提供した場合又は電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に算定する。

	情報提供方法		提供する情報
	診療情報提供書	検査結果及び画像情報等	
1	電子的に送信 又は書面で提供	医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ電子的に常時閲覧可能なよう提供	<ul style="list-style-type: none"> 検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの(少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。画像診断の所見を含むことが望ましい。退院患者については、平成30年4月以降は退院時要約を含むものに限る。) (注) 多数の検査結果及び画像情報等を提供する場合には、どの検査結果及び画像情報等が主要なものであるかを併せて情報提供することが望ましい。
2	電子的に送信	電子的に送信 (診療情報提供書に添付)	

電子的診療情報評価料

診療情報提供書の提供を受けた患者に係る診療記録のうち主要なものについて、電子的方法により閲覧又は受信し、当該患者の診療に活用した場合に算定する。

	情報受信方法		受信する情報
	診療情報提供書	検査結果及び画像情報等	
1	電子的に送信 又は書面で受信	医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ閲覧	<ul style="list-style-type: none"> 検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの(少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。) 受信した検査結果及び画像情報等を評価し、診療に活用した上で、その要点を診療録に記載する。
2	電子的に受信	電子的に受信 (診療情報提供書に添付)	

- <施設基準等>
- 診療情報提供書を電子的に提供する場合は、**HPKI**による電子署名を施すこと。
 - 患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能な**ネットワーク**を構築すること。
 - 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成25年10月)を遵守し、**安全な通信環境**を確保すること。
 - 保険医療機関において、**個人単位の情報の閲覧権限の管理**など、個人情報の保護を確実に実施すること。
 - 厚生労働省標準規格に基づく標準化された**ストレージ機能**を有する情報蓄積環境を確保すること。
 - 情報の電子的な送受に関する**記録を残している**こと。(ネットワーク運営事務局が管理している場合は、随時取り寄せることができること。)
 - ▶ 情報提供側:提供した情報の範囲及び日時を記録。
 - ▶ 情報受信側:閲覧情報及び閲覧者名を含むアクセスログを1年間記録。

診療情報提供書等の電子的な送受に関する評価

算定要件
(施設基準)

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(平成25年10月)を遵守。

地域医療連携システム

算定要件
(HPKI電子署名:
医師資格証)

検査・画像情報提供加算
(イ)
200点

電子的診療情報
評価料
30点

退院

入院中の患者以外

電子的診療情報
評価料
30点

診療情報提供書等

検査・画像情報提供加算
(ロ)
30点

算定要件
(HPKI電子署名:医師資格証)

厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保険医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI:Healthcare Public Key Infrastructure)による電子署名を施すこと。